

吉沢小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取り組むにあたっては、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

I いじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（いじめ防止対策推進法の定義より）

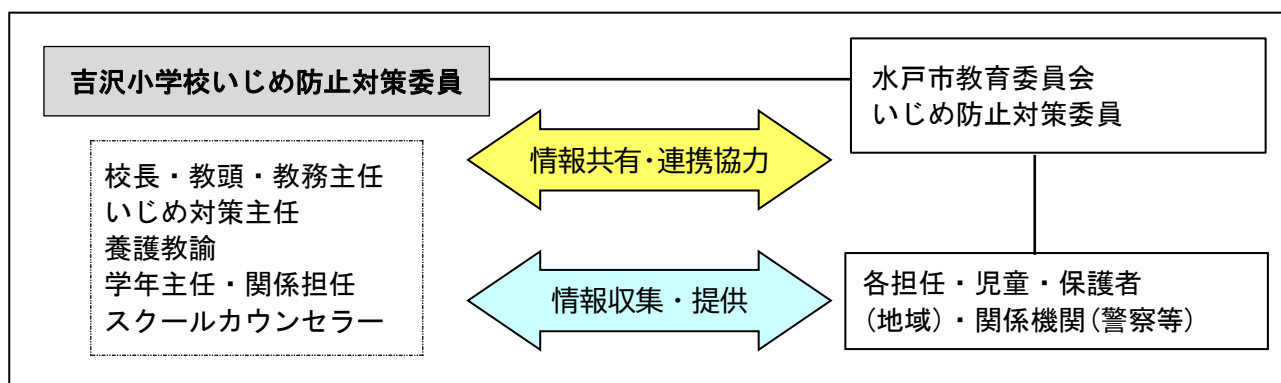
そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

上記の考えのもと、水戸市教育委員会の「いじめ防止基本方針」を念頭に置き、本校ではすべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校の児童が「仲良く、元気よく、安全な学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

II いじめ問題に取り組むための校内組織

- 校務分掌に「吉沢小学校いじめ防止対策委員会」を位置づけ、いじめ対策主任（生徒指導主事）を指名する。なお、いじめ防止対策委員会のメンバーは、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事（以後、いじめ対策主任とする）・養護教諭・スクールカウンセラー・学年主任・関係担任とする。
- 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。なお、いじめについての情報は、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の職員が共有するようにする。



○ いじめ対策主任（生徒指導主事）の主な業務については下記の通りとする。

- ① いじめ防止対策委員会の運営と会議結果を教職員全員へ周知する。
- ② いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ③ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言，スクールカウンセラーとの連絡調整を行う。
- ④ いじめ指導に関わる記録の集積と引継を行う。
- ⑤ いじめ対策の全体計画や対応マニュアルを立案する。

Ⅲ いじめを未然に防止するために

児童に対して

- 児童一人一人が認められ，お互いを大切にし合い，学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また，**学級のルールを守る**といった**規範意識の醸成**に努める。
- **わかる授業**を行い，児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを，**道徳の時間や学級指導**を通して育む。
- 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう，様々な活動の中で指導する。
- 見て見ないふりをすることは，「いじめ」をしていることにつながることや，「いじめ」を見たら，先生や親，友達に知らせたり，やめさせたりすることの大切さを指導する。その際，知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

教職員に対して

- 児童一人一人が，自分の居場所を感じられるような学級経営に努め，児童との信頼関係を深める。
- 児童が自己実現を図れるように，日々児童が主体の授業実践を行う。
- 思いやりや生命の大切さを育む道徳教育や学級指導を行う。
- 「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを，様々な活動を通して児童・保護者に示す。
- 児童一人一人の変化に気付く，鋭敏な感覚をもつように努める。
- 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- 自己の人権感覚を磨き，自己の言動を振り返る。
- 問題を抱え込まないで，管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。
- 教職員の不適切な認識や言動は，児童を傷つけたり，他の児童生徒によるいじめを助長したりするので，指導の在り方には細心の注意を払う。

学校全体として

- 11月に計画委員会を中心に「いじめNOフォーラム」を実施して，いじめ**根絶宣言ポスター**を作成したり，「いじめ根絶宣言」を行ったりする。
- 年度末に「いじめ防止プログラム」を見直し，4月からプログラムにそった取り組みを行う。
- 全教育活動を通して，「いじめは絶対に許されない」という心の土壌をつくる。
- いじめに関するアンケート調査を2か月に1回実施し，いじめ早期発見チェック表を毎月教職員を対象に実施する。また年3回スクールカウンセラーとの教育相談を通して，児童の様子の変化を教職員全体で共有する。
- 学校保健委員会等，学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- いじめの問題について校内研修や職員会議で取り上げ，教職員間の共通理解を図る。
- 日頃から関係機関等と情報交換をしたり，連携を取りあったりできるように取り組む。

保護者や地域に対して

- 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携・協力が大切であることを学校通信、PTA総会、新入児保護者説明会、PTA実行委員会、学校評議委員会等で伝え、理解と協力をお願いする。

IV 「いじめ」の早期発見・早期対応について

- いじめ防止の基本的な考え方を踏まえ、「Ⅲ いじめを未然に防止するために」の内容の実践に努め、また、下記の内容を共通理解し全教職員で取り組む。

(1) いじめの芽の早期発見

ア いじめのサインを早期に発見する。

いじめを早期に発見するためには、学級担任、教科担任等全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。

イ いじめの発見

(ア) 日常の観察から

- ・交友関係の変化
- ・体調の変化や表情の変化
- ・服装の乱れや言葉遣いの変化
- ・欠席状況、遅刻・早退の状況
- ・持ち物の紛失や持ち物の変化
- ・金銭の使い方の変化
- ・保健室への訪問回数等

(イ) 本人・保護者等からの訴えから

- ・いじめを相談しやすい体制づくりとして、いじめに悩んだときの相談方法のリーフレット配布
- ・定期的なアンケート調査の実施
- ・教育相談の充実、相談箱の設置（保健室前・職員室玄関前）
- ・家庭訪問や個人懇談での情報交換

(ウ) 教師による直接の発見から

- ・職員会議後の情報交換の場の活用

(エ) スクールカウンセラーによる助言の活用

- ・スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制づくり

(2) いじめの早期対応

ア いじめのサインに気付いた場合、大きな問題に発展しないよう速やかに「予防的介入」を行う。

- ・情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
- ・秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に担任が精神的な支えになる。
- ・「いじめ防止対策委員会」を立ち上げる。
- ・学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導に当たる。
- ・ふれあいの時間を大切にするとともに、存在感のある学級づくりに努める。

イ 本人・保護者等から、いじめの訴えがあった場合、共感的に理解する。

- ・秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞くなど、安心感を与える。
- ・本人の苦痛を親身になって聞くなど、理解を十分に示す。
- ・いじめが解決するまで、最後までしっかり守ることを伝える。
- ・基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
- ・担任・学校に何をしてもらいたいのかを確かめながら共に考える。
- ・特に、保護者の訴えに対しては、担任の外に学年主任・いじめ対策主任等も同席するなど、複数の教師で対応する。

ウ いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐに介入し、事実関係を明らかにする。

- ・いじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
- ・必要に応じて他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
- ・その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。

エ いじめていた児童・保護者への対応

- ・保護者を召喚し、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。
- ・いじめていた児童に対しては反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別のかかわりを継続的にもつ。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起ささないよう、継続的に指導する。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談の活用をする。

オ いじめられていた児童・保護者への対応

- ・保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
- ・二度とこのようないじめがないよう指導の徹底を図ることを約束する。
- ・いじめられていた児童に対しては、心のケアに努めるとともに、安心して学校生活等が送れるよう守ることを約束する。

(3) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

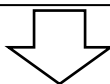
(4) ネットいじめの対応

- ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに水戸警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) 問題への対応の流れ

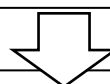
1 いじめ情報の把握、いじめの発見

発見者・保護者からの訴え → 担任(アンケート) → 学年主任 → いじめ対策主任
→ 教頭・校長・教務主任



2 会議の開催（構成メンバーはP-1 図参照）

校長の命によりいじめ防止対策委員を招集し、会を開催する。



3 対応方針の決定・役割の分担

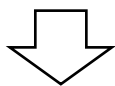
（いじめられた児童（被害者）を徹底して守る。見守る体制を整備する。）

(1) 情報の整理

- ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者等

(2) 対応方針

- ・緊急度の確認(自殺・不登校・暴行などの危険度)
- ・事情聴取や指導のサインに留意すべきことの確認



4 事実の究明 (被害者→周囲の児童→加害者の順で)

- いじめられている児童(被害者)や周囲の児童からの事情聴取は、場所や時間帯に配慮する。
 - 安心して話せるよう、その児童が話しやすい人や場所などを配慮する。
 - 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
 - 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
 - 聴取を終えた後は、該当児童を自宅まで送り届け、保護者に直接説明をする。
- ※・注意、叱責だけで終わらないこと
- ・ただ単に謝るだけで終わらせないこと
 - ・いじめられている児童(被害者)といじめている児童(加害者)を、同じ場所で聴取しないこと

5 関係機関との連携

- 市教育委員会、いじめ防止対策委員への報告と対応方針の相談
- 水戸警察所への情報提供と連携協力
- 医療機関(被害者の心身の外傷)
- P T A本部役員への報告・相談

6 保護者への対応

被害者の保護者

- 家庭訪問を行って事実を正確に伝え、徹底して生徒を守り、支援していくこと、対応の方針を具体的に伝える。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応の経過を伝え、理解と協力を得る。

加害者の保護者

- 家庭訪問を行って事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
 - 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらおう。
 - 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める
- ×保護者への批判的言動や非難

5 被害者への対応

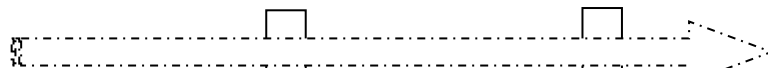
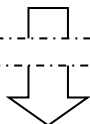
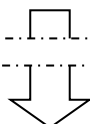
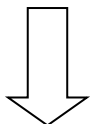
- 共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。
 - 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
 - いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
 - 経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
 - 自己肯定感を回復できるような支援を継続する。
- ×「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

5 加害者への対応

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し内省させる。
- 話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁を許さず、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- 面談や教師との交流を続け、成長やよさを認めていく。

5 他の生徒への対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題とし教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であることや、被害者の気持ちを考えさせる。
- いじめを許さない集団づくりに向け話し合わせるなどし、活動を支援する。



(6) 重大事態への対応

ア 重大事態の意味

- 「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童が自殺を企画した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - ・ 年間30日を目安
 - ・ 一定期間連続して欠席しているような場合

イ 学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。

- ・ 市教育委員会に報告するとともに、直ちに水戸警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ・ 当該いじめの対処については、市及び県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止対策委員会が中心となり、学校組織をあげて行う。
- ・ 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- ・ いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。
- ・ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ・ いじめ防止対策委員会で再発防止案をまとめ、学校組織あげて着実に実践する。

V 関係機関との連携

- いじめの事実を確認した場合は、水戸市教育委員会に報告するとともに、程度により他の関係機関にも報告する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、水戸警察署と連携して対処する。
- 重大事態発生時は、「吉沢小学校いじめ問題調査委員会」（第三者機関）に報告し、事実関係の把握、対応等を委ねる。

VI 学校評価の実施

- 学校評価等で、いじめ問題への取組について自己評価を行い、結果を指導に生かすとともに公表する。

VII いじめ防止に係わる本校の取組について(年間計画)

- 教職員の活動については、校長のリーダーシップのもと、いじめ防止対策主任（生徒指導主事）が年間計画に基づいて計画を実施すると共に、随時実態に合わせて修正する。
- 児童の活動については、児童会計画委員会を中心に、児童主体の取組を行う。

◆ いじめ防止対策 年間計画 ◆ 水戸市立吉沢小学校

月	教職員の活動			児童の活動		備考 (道徳等)
	対策委員会	教育相談	校内研修	学級活動	児童会活動	
4	<ul style="list-style-type: none"> 全体計画の検討 いじめ点検アンケートの検討(アンケートを毎月行う) 	<ul style="list-style-type: none"> 面談① 	<ul style="list-style-type: none"> いじめに対する共通理解 いじめ防止基本方針の共通理解(対応マニュアルの確認) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級のルールづくり(学級目標) 絆づくりのための活動 いじめ根絶ポスター作成 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ根絶宣言 	<ul style="list-style-type: none"> わかる授業の推進 児童の居場所づくり
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">対策委員会 月1回の実施</div>		<ul style="list-style-type: none"> 構成的グループエンカウンターについて 	<ul style="list-style-type: none"> 話し合い「学級の諸問題」 構成的グループエンカウンター 	<ul style="list-style-type: none"> いじめノーフォーラムの組織編成 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">ローテーション 道徳(通年)</div>
6		<ul style="list-style-type: none"> アンケートの実施 面談② 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談について ネットいじめについて 	<ul style="list-style-type: none"> みんなで仲良く過ごすために 	<ul style="list-style-type: none"> 各学級の抱える問題の把握(代表委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健委員会①
7		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">相談期間</div>	<ul style="list-style-type: none"> 二者面談について 	<ul style="list-style-type: none"> ネット犯罪防止教室(6年) 	<ul style="list-style-type: none"> フォーラムに向けての計画作成 	
8			<ul style="list-style-type: none"> 教育相談について 			<ul style="list-style-type: none"> 道徳教材づくり(身近に起こった問題から)
9				<ul style="list-style-type: none"> 情報モラルについて(全学年) 	<ul style="list-style-type: none"> フォーラムに向けての準備 	
10	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価を受けての対策の点検 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの実施 面談③ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">相談期間</div>		<ul style="list-style-type: none"> 学級スローガンづくり 人権HR 	<ul style="list-style-type: none"> スローガンの決定 	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健委員会② 計画訪問(指導案協働立案)
11	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">対策委員会 月1回の実施</div>		<ul style="list-style-type: none"> アンケート分析方法について 	<ul style="list-style-type: none"> 学級フォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> いじめNOフォーラムの実施 	
12			<ul style="list-style-type: none"> 児童理解について 	<ul style="list-style-type: none"> 学級フォーラム後の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> 反省と次回に向けての計画修正 	
1						
2		<ul style="list-style-type: none"> アンケートの実施 面談④ 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの分析と対応について 			<ul style="list-style-type: none"> 学校保健委員会③
3	<ul style="list-style-type: none"> 評価と次年度計画のまとめ 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">相談期間</div> <ul style="list-style-type: none"> 相談内容のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 評価と次年度の課題 	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の振り返り(自己評価と反省) 	<ul style="list-style-type: none"> 反省と次年度の計画 	